

国公法弾圧堀越事件及び世田谷国公法弾圧事件について 無罪判決を求める決議

1 2003年3月、日本共産党の機関紙号外等を配布していた元社会保険事務所職員の堀越明男氏が逮捕・起訴され（国公法弾圧堀越事件）、2005年9月には同党の機関紙号外を配布していた元厚生労働省職員の宇治橋眞一氏も逮捕・起訴された（世田谷国公法弾圧事件）。いずれも国家公務員法違反（政治的行為の禁止違反）を理由とするものであった。第1審では両事件ともに有罪となった。

2 しかし、堀越事件について、東京高等裁判所第5刑事部（中山隆夫裁判長）は、10人の証人を採用し慎重な審理を遂げたうえで、2010年3月29日、第1審判決を破棄し、堀越氏に対し無罪の判決を言い渡した。判決は、民主的政治過程に欠くことのできない表現の自由および公務員の政治的行為の価値と、これを肯定する国民の法意識を重視している。そのうえで判決は、堀越氏の職務内容とその裁量の余地のないこと、管理職でないこと、行為の態様などを詳細に認定し、勤務時間外に職場から離れた自宅付近で、職務と関係なく行った政党機関誌等の配布は「公務の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を害する抽象的危険すらないものであり、こういった行為を罰することは憲法21条と31条に違反すると断じた。憲法の基本原則に立った積極的で妥当な判決である。

また、わが国の人権については、国際自由権規約委員会から、2008年10月、政治的ビラ配布行為によって公務員が逮捕・起訴されたことについての懸念が表明され、表現の自由に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきとの勧告がなされている。堀越事件控訴審判決は、この国際標準の視点からも肯定される。

3 これに対し、世田谷国公法弾圧事件について、東京高等裁判所第6刑事部（出田孝一裁判長）は、2010年5月13日、宇治橋氏の控訴を棄却し、罰金10万円の不当な有罪判決を維持する判決を言い渡した。

この事件の控訴審では、弁護人からの学者等の証人尋問及び被告人質問の申請がすべて却下され、実質的な審理が全く行われなかった。その職務を放棄した裁判所の訴訟運営に重大な問題があるほか、言論表現の自由の価値についてまったく言及することなく、堀越氏と同じく勤務時間外に職務と関係なく日本共産党の機関紙号外を配布していた宇治橋氏の行為態様等の事実関係をいささかも検討することなく、憲法の基本原則と国際標準の視点を無視した判断に至った点は、その内容においてわが国の表現の自由と民主主義に大きな影を落とす不当極まりない判決である。

4 両事件は、いずれも上告により最高裁判所で審理されることとなった。

国家公務員の政治的活動に対する刑事罰については、1974年の猿払事件最高裁判所大法廷判決が存在するが、同判決に対しては国内外から多数の批判がなされ、30数年が経過した。堀越事件控訴審判決が正確に指摘しているとおり、今日、日本での公務員の政治活動の禁止は憲法の基本原則を蹂躪するとともに、その規制は諸外国に比べ著しく広範になっており、刑事罰の対象とすることの当否と範囲について、再検討し整理すべき時代が到来している。

両事件は、国民の自由と日本の民主主義の未来に関わる重大な裁判である。自由法曹団は、最高裁判所の審理において、歴史的な批判に耐える正しい判断が求められる両事件が、速やかに大法廷に回付され、15人の裁判官による慎重な審理が行われることを、強く求める。

同時に、自由法曹団は、ビラ配布の権利と公務員の政治活動の自由を明らかにするためにも、両事件につき、最高裁の無罪判決を求めいっそう奮闘する決意を表明し、これを決議する。

2010年5月24日

自由法曹団2010年5月研究討論集会